特許使用料見積書

○○○○○○○○　殿

エーイージャパン株式会社

代表取締役　徳野 光弘

住　所　石川県金沢市三口新町３丁目９番６号
ＴＥＬ　（０７６）２６１－１３６０
ＦＡＸ　（０７６）２６１－９６２８
E-mail　info@a-e-japan.com

工 事 名　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

工事場所　○○県○○○　　地内

有効期限　平成30年3月末日

支払条件　現　金

特許使用料　　***** 円（税別）

No.	項　目	特許番号	発明の名称	金　額	備　考
1	特許使用料	第4318694号	床版橋構造（イージーラーメン橋）	*****	橋　長 *.*m 総幅員 *.*m 杭基礎式
2	※上記特許使用料については、諸経費を計上する必要はありません。消費税のみ計上をお願い致します。				

本特許を用いて工事を実施する場合の注意事項

１、 本特許の使用に係る特許権者との必要な手続きは工事請負者が行うものとし、工事請負者はその使用に関する一切の責任を負うものとする。また、工事請負契約時には、ESB施工技術者認定登録証又はESB施工技術者講習修了証の写しを契約書と同時に提出すること。

２、 工事請負者は、工事請負契約日から60日以内に本特許の使用に係る特許使用料を特許権者に支払うものとする。特許権者はその証明として特許実施許諾書（兼特許使用料受領証明証）を発行し、工事請負者は上記の特許実施許諾書を監督員に提出し、確認を受けるものとする。

３、 工事請負者は、ESB施工技術者認定登録証又はESB施工技術者講習修了書を有する技術者を必ず現場に配置し、その指示に従って適正に施工管理を行うこと。（当該工事が下部工のみあるいは基礎工のみの場合は必ずしも配置の必要はないが協議の上決定すること）もし、指示に従わない場合には、特許実施許諾を取り消されることがあるので注意すること。この場合、工事請負者はいかなる損害賠償請求も行うことはできない。

４、 工事請負者は、本橋の施工管理に必要な技術資料（施工マニュアル等）の最新版データを一般社団法人イージースラブ橋協会（以下「ESB協会」という。）の管理するインターネットサイト（http://www.esb-jp.com/）から入手し、工事着手前に施工管理方法等の確認を行うこと。もし、疑義がある場合には、遅延なくESB協会会員またはESB協会事務局に問い合わせを行い、疑義を解決した後に工事に着手すること。

５、 本特許を用いて工事を実施する場合は、すべて上記の注意事項を承諾したものと見做します。

工事実施設計書には、知的財産権に関するトラブルを防止するため必ず特記仕様書を添付して下さい。